

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和6年1月4日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の有効期限
				名称	所在地	
323	株式会社ピカいち	千葉県長生郡一宮町一宮 10095番地2の1	柳田 将禎	株式会社ピカいち 幕張bay支店	千葉市美浜区中瀬1-6 エム・ベイポイント幕張503-5	令和11年9月29日
338	小金設備工業株式会社	千葉県館山市西長田370番地	小金 好隆	小金設備工業株式会社	千葉県館山市西長田370番地	令和11年9月29日
359	株式会社シンエイ	大阪府中央区谷町2-4-3 アイエスビル9F	木原 朗広	株式会社シンエイ	大阪府中央区谷町2-4-3 アイエスビル9F	令和11年9月29日